

農林漁業関係者 様

「農林水産省・林野庁・水産庁国民保護計画」について

外部からの武力攻撃、大規模テロ等から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小とするため、国、地方公共団体等の責務、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃によって引き起こされた災害への対処等の措置を規定した「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）」が平成16年6月に成立しました。

この度、国民保護法に基づき、農林水産省（林野庁及び水産庁を含む。）が実施する国民保護措置の内容、実施方法等について定めた「農林水産省・林野庁・水産庁国民保護計画」を作成しました。

仮に、我が国が外部から武力攻撃を受けた場合等には、以下のような措置を実施していくこととしております。関係者の皆様方の御理解と御協力をお願いします。

<計画のポイント>

○ 農林水産業に係る被害拡大防止

都道府県等と相互に連携協力し、農林水産業に係る被害の拡大を防止するため、農作物の病害虫の防除、家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止、種子等の供給、漁場・魚介類や荒廃林地等の被害拡大防止のために必要な措置を講じます。

○ 家畜の保護に関する配慮

都道府県からの要請に基づき、要避難地域において飼養されていた家畜の保護等について、関係団体等に対する家畜の移動手段や飼料の確保の要請、情報提供等を行います。

○ 生活の安定のための措置

被災した農林漁業者等が緊急に必要なとする資金の融通等に関し、関係金融機関等に対し、資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等々の要請を行います。

○ 応急の復旧

農林水産関係施設の応急の復旧のために、都道府県からの要請に応じて、専門的知識を有する職員の派遣、資機材の提供、技術的助言その他必要な措置を講じます。

○ 応急仮設住宅の建設に必要な資材の確保

都道府県から、資材の調達について支援を求められたときは、被災地域及び全国の木材需給動向を把握し、必要に応じ、関係団体等に用材等の供給の要請等を行います。

○ 食料等の価格・供給の安定

武力攻撃を受けた場合において、食料等の国民生活との関連が高い物資についての価格が高騰しないよう、また買占め・売惜しみが生じないよう、必要に応じて、需給動向や価格動向の調査・監視、備蓄している物資の活用等の措置を講じます。

○ 被害情報の収集

関係者の安全に配慮しながら、都道府県等の協力を得て、農林水産業関係の被害状況に関する情報収集を行うこととしております。

○ NBC(核・生物・化学兵器)攻撃等による汚染農林水産物等の安全性確認

- ・ NBC攻撃等が発生した場合には、関係機関と連携し、農林水産物及びその加工食品の安全性確認のための調査に努め、安全性が確認された飲食料品について、その調査結果等を迅速、正確かつ分かりやすく、広く国民に周知します。
- ・ また、安全性が確認された飲食料品の流通上の適切な対応について、食品業界、流通業界等への要請等を行います。
- ・ 仮に、調査の結果、必要がある場合には、厚生労働省と協力し、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限、汚染物の除去等について食品産業等の関係機関に要請します。
- ・ これらの措置を適切に行うことにより、飲食料品の消費行動の混乱とそれに伴う経済的な被害の防止に努めます。

○ その他

上記の他にも、漁場油汚染災害や林野火災への対処、各種情報の収集・提供等を行うこととしております。

(お問い合わせ窓口)

農林水産省大臣官房文書課

災害総合対策室防災危機管理班

電 話 03-6744-0578

FAX 03-6744-7158